

平成29年

7月15日(土) ~ 7月24日(月)

夏の交通安全 県民運動



運動の基本

高齢者と子どもの交通事故防止

運動の重点

- 1 歩行中及び自転車乗用中における交通事故防止の推進
- 2 高齢者の交通事故防止に向けた各種対策の推進
- 3 全席シートベルトとチャイルドシート着用の徹底
- 4 飲酒運転・過労運転の根絶



滋賀県・滋賀県交通安全対策協議会

滋賀県交通戦略課交通安全対策室 TEL 077(528)3682

●この印刷物は再生紙を利用しています

滋賀県交通戦略課

検索

と、検索してください。

高齢者と子どもの交通事故防止

「交通事故」と「夏の暑さ」から 高齢者と子どもを守りましょう!!

道路を利用する全ての方が、「高齢者と子どもにやさしい運転」を心がけましょう!!



1

歩行中及び自転車乗用中における交通事故防止の推進

歩行中・自転車乗用中は
「歩きスマホ・ながらスマホ禁止!!」

歩行中の交通事故が増加しています。歩行中は交通ルールを守り、特に道路横断時は、安全確認を行いましょう。

また自転車乗用中でも、交通ルールをしっかりと守りましょう。



自転車安全利用五則

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は、歩行者優先で、車道よりを徐行
- 交通ルールを守る
- 子どもはヘルメットを着用（高齢者もヘルメット着用）

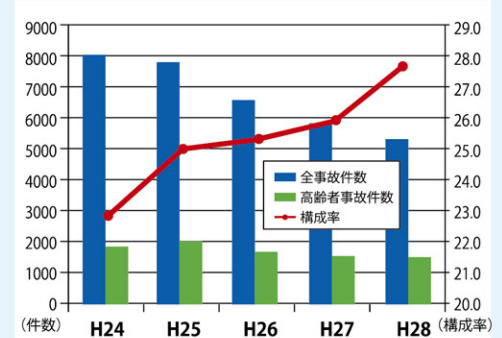
2

高齢者の交通事故防止に向けた各種対策の推進

高齢ドライバーのみならず
「慣れた道でも、ゆとりのある運転を!!」

年々交通事故は減少しているものの、高齢者の方が関係する交通事故の構成率は、年々増加しています。

交通事故を防ぐため、お年寄りを見かけたら、やさしい運転に努めましょう。



3

全席シートベルトとチャイルドシート着用の徹底

後部座席に座っても、
「ベルト装着当たり前!!」

昨年、自動車乗用中に交通事故で亡くなった方18人のうち、9人の方がシートベルト非着用でした。このうちシートベルトを着用していれば、助かった可能性のある方は、4人おられました。

「私は事故に遭わないから大丈夫」では命は守れません。

誰もが、車に乗れば必ずベルトを装着するように心がけましょう。



4

飲酒運転・過労運転の根絶

飲酒運転は
「しない・させない・許さない!!」

飲酒運転の関係する交通事故は後を絶ちません。

「飲酒運転は犯罪である」という認識が必要です。

また夏場で体調のすぐれないときや、運転中に疲れを感じた場合は、しっかりと休憩し、交通事故を未然に防ぐとともに、熱中症に注意し、適時水分補給をしましょう。

